
個別の教育支援計画モデル

はじめに

この一冊を手にする すべての皆さんへ

わが子に“しょうがいがある”と知ったとき、母は泣きました。
父も、人知れず泣きました。
たぶん、おじいちゃんもおばあちゃんも。

その涙は、「この子をどう育てていけば良いの？」
「この子にはどんな将来が待っているの？」という
『未知の世界への不安』そのものでした。
新しい命の誕生は、家族にとって大きな喜びと、希望を与えてくれるものです。
それなのに、希望を見失ってしまい、行き先の見えない砂漠の中に孤独に耐えながら、
家族だけで歩みを進めていかなければならないそんな感じだったように思います。
その絶望感は、親の心に存在する『否定』という既成概念の殻であったと気付きます。
家族みんなの生活を大きく揺るがしながらも、子どもが健気に生きる姿を通して、
ひとりの「子ども」、ひとりの「人」なのだということに気づき、
私の心は、殻から解放されていきました。

最近、LDやADHD等のお子さんにも、
教育や福祉などの支援が始まっています。
この子どもたちはなかなか気づかれにくく、社会的にも生きにくいという声を聞きます。
本人や家族の悩み、苦しみ、将来に対する不安も大きいものと思います。

この一冊には、
このような本人や親、家族が「未知の世界」を理解し、「不安」を和らげ、
将来に希望が持てるようになるための大切な手がかりが込められています。

また、子どもと出会うすべての人々が、
より良い出会いをするための方位磁石としても活用されることを期待しています。

最後に、生涯に亘り良き隣人として支えになっていただく皆さんとともに、
子どもたちがその人らしい日々を過ごせるよう、
夢と希望を託して、この一冊を贈ります。

北海道真駒内養護学校PTA会長 石黒 恵子

1 個別の教育支援計画の概要

(1) 策定の目的

幼児児童生徒（以下「児童生徒」という。）一人一人には、地域社会での生涯にわたって途切れることのない生活があり、その中に一人一人にとってのニーズがある。こうしたニーズは、生活全体にかかわる多角的な視点で把握することが何よりも大切である。

また、学校が教育について責任を果たすように、地域社会には様々な役割を担う関係機関があり、一人一人のニーズに的確に対応するためには、それらが互いに手をつないでネットワークシステムを作り上げ、それを実際に活用し充実させていくことが必要である。

このため、児童生徒一人一人が、地域社会の中で生き生きと自立した生活を送るために必要とする支援を明らかにし、具体的な支援の指針や方策を、保護者を含めた支援者（機関）が共有して支援するための中核的なツールとして「個別の教育支援計画」（以下「計画」という。）を策定するものである。

(2) 対象範囲

計画策定の対象者は、障害のある児童生徒で、本人・保護者が申し出た者、及び学校等関係機関が支援の必要性に気づき、本人・保護者が同意した者とし、障害の範囲は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、発達障害とする。

なお、障害について診断や専門家による判断がない場合でも、計画策定の対象となる。

また、計画の策定に係る本人・保護者の申し出ないし同意は、書面（様式5）により明らかにする必要がある。

学校は、本人・保護者から計画策定の申し出ないし同意があった場合は、速やかに計画を策定することが大切である。

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
「発達障害者支援法」

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（調査研究協力者会議）

(3) 策定手順、担当者 機関

【気付き・計画の策定の開始】

特別な教育的支援が必要と判断される場合、本人・保護者の同意のもとに、関係機関と連携して、計画の策定について、校内において検討する。

【障害のある児童生徒の実態把握】

本人・保護者や関係機関とともに、情報を把握する。

- ・ 本人の状況（障害や発達の状況等）
- ・ 本人を取り巻く環境（家族や支援者の状況）
- ・ 本人及び周辺の課題
- ・ 現在及び将来の生活についての希望
- ・ 援助資源の整理
- ・ 支援マップ 等

学校においては、学級担任やコーディネーター等が行う。

引継ぎ資料（就学前の個別の支援計画等）がある場合は、それを活用する。

【支援の目標、内容及び担当機関等の明確化】

支援の目標を設定し、必要とされる支援について、教育、医療、保健、福祉、労働、家庭等の各支援者（機関）の役割と支援内容の調整を図る。

【支援の実施】

計画に基づき、支援を行う。

保護者や関係機関と連携して、学級担任が中心となって、コーディネーター等の助言を得て、支援を行う。

学校での具体的な指導及び支援については、計画に基づいて作成された個別の指導計画等により行う。

【評価】

支援の目標に基づき、支援の成果について評価を行う。

本人・保護者や関係機関とともに、学級担任が中心となって、コーディネーター等の助言を得て、評価を行う。

関係機関等の役割に応じて、評価の内容、時期、評価者を明確にしておく。

評価の時期については、個々の課題や目標等によって異なるので、個別に設定する。

「計画 - 実施 - 評価」のマネジメントサイクルにおいて、随時評価を行う。

学校内の手続については、「学級担任による検討 コーディネーターによる助言 校内での検討 決定」を基本とする。

(4) 評価

評価は、本人・保護者と支援者（機関）が協議し、支援の目標（長期・短期）に基づき、目標の達成の状況や支援者（機関）が行った支援の内容や方法に対して行う。

2 個別の教育支援計画の策定・実施のための組織体制・システムの整備

(1) 小・中学校、盲・聾・養護学校の組織体制

ア 小・中学校の組織体制

ア) 校内組織

計画は、校内体制を整え、組織的に策定に当たることが必要であることから、校内で策定に係る協議を行う組織を設ける。

特に、計画策定の対象となる児童生徒は、盲・聾・養護学校と異なり在籍する児童生徒の一部であることから、計画の策定について、全教職員の共通理解を図ることが大切であり、そのための研修を行うことが重要である。

イ) 特別支援教育コーディネーター及び担任の役割

計画の策定に当たっては、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や保護者との連絡調整役を担う者として、コーディネーターの果たす役割は大きい。

特に、小・中学校において計画が機能するためには、直接、指導を担う担任に対して、コーディネーターが障害の正しい理解や具体的な指導内容・方法についての情報提供、相談などの支援を行うことが必要である。

また、担任は、児童生徒の学習面や生活面の実態を正確に把握し、校内委員会で検討するための情報を整理する。

イ 盲・聾・養護学校の組織体制

ア) 校内組織

盲・聾・養護学校においては、計画は、在籍するすべての児童生徒が対象となることから、小・中学校と同様に、校内体制を整えることが重要であり、新就学、転入学、進路指導の各担当間の連携も必要である。

計画の策定・実施に当たっては、保管・管理などのルールを整えるとともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図る。

また、対外的にも計画の取組が理解されるよう、学校要覧や学校案内、ホームページなどを通して理解・啓発を図ることも大切である。

イ) 特別支援教育コーディネーター及び担任の役割

計画の策定に当たっては、直接、計画の策定や指導に当たる担任が児童生徒に関する情報を正確に把握していることが重要となるため、コーディネーターは、担任と十

分に連携を図って、医療、福祉、進路等に関する情報を収集することが大切である。

また、コーディネーターは、計画の策定に当たって、支援者（機関）が一堂に会して支援会議（ケース会議）を実施する場合、関係者の招集などの調整や企画、運営などを担ったり、一堂に会せない場合のほかの手段の検討などを行うことも役割の一つと考えられる。

(2) 盲・聾・養護学校から小・中学校への支援体制

盲・聾・養護学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮し、地域の小・中学校に対して、計画の策定、実施についても、必要に応じて支援を行う。

盲・聾・養護学校と小・中学校とが組織的に連携し、計画の策定・実施・評価についての研修や具体的な指導内容・方法等についての協議を行う。この場合、盲・聾・養護学校は、障害の理解のための諸検査の実施や個別の指導計画の作成、個に応じた指導のノウハウや教材、評価方法等の専門性を分かりやすく提供することが大切である。また、小・中学校は、対象となる児童生徒の指導上の課題や指導の記録などを整理するなどして効率的に連携ができるようにすることが大切である。

(3) 計画の引継ぎの体制

対象児童生徒の就学や進学、転学等により、主な支援者（機関）が変更となる場合には、継続して適切な支援が行われるように、本人・保護者と主な支援者（機関）は、次の主な支援者（機関）に計画の管理を引き継ぐ。

社会への移行について

中学部や高等部では、社会への移行を間近に控えた段階であることから、在学中から卒業後の進学や就労、福祉施設の利用等の進路全体を視野に入れた進路指導を充実させ、卒業後の社会へのスムーズな移行を図ることが求められる。

また、卒業後の進路先は、個々の希望や適性等によって様々であるので、一人一人に合った具体的な計画を用意する必要がある。

そこで、在学中の生徒一人一人の進路指導と学校卒業後の支援の充実のため、計画に基づき、事業所や施設などと連携を図り、本人や保護者の意向を踏まえながら、移行に向けた具体的な指導目標や内容等が示された「個別の移行支援計画」を作成することが必要である。

(4) 医療、保健、福祉、労働等との連携

各学校においては、まず、児童生徒の生活エリアを中心とした支援者（機関）を把握することが連携のスタートとなる。

一人一人の日常生活にかかわる地域の支援者（機関）とネットワークを構築し、支援

会議等を設定するなどして相互に情報の共有化を図り、本人の特徴や願い、活動などを的確に把握した一貫し連続した支援を行うことが大切である。

小・中学校においては、関係機関に係る情報について、教育委員会や教育センター、盲・聾・養護学校等から得ることも有効である。

各支援者（機関）が円滑に連携し協力するためには、相互の専門性と活動分野に対する理解のもとに、それぞれの役割を明確化することが大切である。

こうした関係機関との連携に際しては、コーディネーターが学校における窓口としてコーディネート機能を発揮していくことが重要である。

他分野で療育計画や個別の支援計画等が策定されている場合には、それらとの接続や引継ぎを図り、児童生徒一人一人に応じた総合的な計画にしていくことが必要である。

また、卒業後にどのように社会参加し、どのような支援を必要とするのかを見通すことも計画の大切な観点であることから、地域における連携した取組が一層重要である。

(5) 保護者の参画

児童生徒への適切な教育的支援を行う場合には、保護者は重要な役割を担う。支援者（機関）は、計画の策定過程においては、保護者の意見を十分に聞きながら、保護者の積極的で主体的な参画を促し、計画の策定・実施・評価のプロセスを通し、一人一人の教育的ニーズにこたえていくことが大切である。

このためには、計画策定の趣旨や、それに基づいた適切な支援などについて、保護者の理解を促すことが何より重要である。具体的には児童生徒の障害等の状況の分析や教育的支援の目標について共通理解するとともに、保護者の意向を把握し、積極的な参加を得て、計画を策定、実施することが大切である。

小・中学校の特殊学級に在籍する児童生徒や、通級指導教室へ通級している児童生徒は、就学前の段階から障害に気付いている場合が多いが、特に、幼児期には診断が難しい場合や、学校に入り生活や学習を通して障害に気付いたり、特別な指導が必要になってくる場合もあることから、保護者の障害の理解や受容に至るまでの不安に配慮した対応が必要となる。

盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒は、出生後の比較的早い段階で障害が発見されたり、疑われたりする場合が多い。そのため、保護者は、早期からの継続的な支援者の一人として位置付けられる。

また、本人・保護者は、支援が途切れることなく次のステージに確実に引き継がれていくよう、この計画を保管・管理し、主体的にかかわっていくという重要な役割を担うことになる。

したがって、計画の策定・実施・評価に当たっては、保護者の積極的な参画を促し、保護者の願いや意向、意見などを十分反映させることが大切であるとともに、保護者も支援者の一人であることについて、相互に理解を深める必要がある。

なお、余暇の過ごし方や地域社会での暮らし、あるいは進路の選択などについては、本人の意向や希望がかなえられるよう、障害の状態や発達段階に応じ、可能な限り当事

者本人も計画策定に参画することが大切であるのは言うまでもない。

(6) 計画の保管 管理

ア 計画の保管 管理

計画は、本人・保護者が主体的に活用すること（セルフマネジメント）が基本となるため、その管理は、本人・保護者が行うことが前提となる。

しかしながら、実務上は、就学中の主たる支援機関である学校の校長が、本人・保護者の委任を受けて計画を保管・管理し、他の支援者（機関）と連携して活用するという形態が一般的であると考えられる。

計画はそれ自体が個人情報であることや、セルフマネジメントが基本であることから、本人・保護者が学校へ計画の保管・管理を委任するには、書面（様式6）による意思表示が必要である。

このため、学校は、本人・保護者に計画の意義や目的、保管・管理や活用の在り方などを十分に説明し理解を求め、本人・保護者は学校に保管・管理を委任して差し支えないと判断した上で校長に委任状を提出することとなる。

計画の性格上、保管・管理には特段の注意が必要であり、校長は、北海道個人情報保護条例などの関係規定にしたがって、善良なる管理者の注意をもって保管・管理に当たることとなる。

イ 個人情報の収集

計画の策定や改訂、活用、評価に際し、学校が本人・保護者以外の関係者・機関から本人に係る個人情報を収集することが通常想定されるが、そのためには本人・保護者の事前の同意が必要である。

この場合、予め書面（様式7）で本人・保護者の同意を得る必要があり、その際、本人・保護者が情報収集に同意しない事項がある場合は、当該書面上で明らかにした上で、情報収集が当該事項に及ばないよう特に慎重に取り扱うことが必要である。